

J A住宅ローン利用者向け目的ローン（株）ジャックス保証

(令和7年4月1日現在)

商品名	J A住宅ローン利用者向け目的ローン（株）ジャックス保証
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○お借入時の年齢が20歳以上65歳以下であり、最終償還時の満年齢が75歳以下の方。 ○安定継続した収入の見込める方 ○当JAにて住宅ローンを契約される方。または、当JAにて住宅ローンを利用している方で、返済遅延のない方。 ○当JAが指定する保証機関（株）ジャックスの保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ○利用目的、支払先が明確な下記の資金使途とします。 <ul style="list-style-type: none"> ただし、事業性資金・投機的資金は除きます。 (1)マイカー購入資金 <ul style="list-style-type: none"> ①自動車（自動二輪車含む。）購入資金 ②車検・修理費用、運転免許取得およびカー用品の購入資金 ③マイカーローン借換資金（残価設定型ローンの残価部分も含みます。） (2)教育資金 <ul style="list-style-type: none"> ①授業料（前期・後期分の授業料は1年を上限に一括融資可能） ②入学一時金（入学金・教材費・制服代・寄付金 ※学校債は対象外） ③受験に必要な受験料・交通費・宿泊費 ④アパート等入居時の敷金・礼金・前払い家賃・引越費用等 (3)リフォーム資金 <ul style="list-style-type: none"> ①住宅の増改築、住宅設備機器購入、キッチン・トイレ・浴室等のリフォーム資金 ②リフォーム資金と他金融機関等のリフォームローンの借換を合わせた資金 (4)消費財購入資金 <ul style="list-style-type: none"> 家電、インテリア、家具等購入資金 (5)ブライダル資金 (6)メモリアル資金 (7)旅行資金 (8)借換資金（6ヶ月以上支払実績があり、直近6ヶ月間に返済遅延がないこととします。） <ul style="list-style-type: none"> 金融機関等の教育ローン、リフォームローン等の借換資金 <ul style="list-style-type: none"> （ただし、消費者金融系の借入金、信販・流通系等の各種クレジットカード・キャッシング専用カードのお借換えは除きます。） (9)住宅ローン契約時の諸費用および引っ越し費用 <ul style="list-style-type: none"> 住宅取得にかかる税金、登記費用、火災保険料等 <ul style="list-style-type: none"> （ただし、住宅ローンの保証料・仲介手数料は除きます。） (10)住宅取得時の追加工事資金 <ul style="list-style-type: none"> 車庫・カーポート・物置・門扉据付等 (11)その他保証機関（株）ジャックスが認めた資金
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ○10万円以上500万円以内（1万円単位）、かつ所要額以内とします。 ただし、資金使途が借換のみの場合は、残存一括償還金額を上限とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ○6ヶ月以上10年以内（1ヶ月単位、元金据置期間を含む）とします。 ※教育資金に限り元金据置を可能とし、据置期間は入学前の7ヶ月間と卒業予定年月までの在学期間中および卒業後の3ヶ月以内を上限とします。
借入利率	<p>【変動金利型】</p> <p>お借入後の利率は、基準日（4月1日および10月1日）のパーソナルローンプライムレートにより、年2回見直しを行います。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。

返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する。）のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>ただし、特定月増額返済の割合はご融資額の50%の範囲内となります。</p> <p>○教育資金の元金据置期間中は毎月利息のみの返済となります。</p>																		
担保	○不要です。																		
保証人	<p>○(株)ジャックスの保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p> <p>ただし、(株)ジャックスが必要と認めた場合には、保証人が必要となります。</p>																		
団体信用生命共済（保険）	<p>○ご希望により当JA所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。</p> <p>なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済（保険）名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>年0.2%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.4%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.4%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（連生）</td> <td>年0.3%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td>年0.6%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命保険</td> <td>年0.2%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命保険（連生）</td> <td>年0.5%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命保険（ワイド）</td> <td>年0.5%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年0.2%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.4%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.4%	団体信用生命共済（連生）	年0.3%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.6%	がん保障特約付団体信用生命保険	年0.2%	がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	年0.5%	団体信用生命保険（ワイド）	年0.5%
団体信用生命共済（保険）名	加算利率																		
団体信用生命共済（特約なし）	年0.2%																		
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.4%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.4%																		
団体信用生命共済（連生）	年0.3%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.6%																		
がん保障特約付団体信用生命保険	年0.2%																		
がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	年0.5%																		
団体信用生命保険（ワイド）	年0.5%																		
9大疾病補償保険	<p>○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>年0.3%</p>																		
手数料	<p>○ご融資の際、事務手数料（消費税等含む。）は無料です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更（一部繰上返済に伴う場合は除く。）される場合は3,300円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>																		
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店またはリスク管理部（電話：025-782-1170）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛リスク管理決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA〇〇部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会（電話：025-222-5533） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>																		
その他	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび(株)ジャックスにおいて所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p> <p>○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場</p>																		

合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

J Aみなみ魚沼